

第2期小千谷市子ども・子育て支援事業計画 パブリックコメントに対する市の考え方について

No.	頁	項目	意見	意見に対する市の考え方	計画の修正
1	7	第1章 6 計画の策定体制と住民 意見の反映	アンケート形式のニーズ調査の結果と子ども・子育て支援会議の議事録について、ホームページなどでも構わないので結果を市民に周知してほしい。	平成30年度に実施したニーズ調査結果については、既に市のホームページで公表しています。 子ども・子育て支援会議の議事録については、会議委員の了解により、会議要旨または概要版としてホームページに掲載します。	無
2	16 17 77	第2章 2(2) 母親の就労状況 第4章 4(3) ①時間外保育事業 (延長保育事業)	母親の就労条件について、出勤時間が早くなり、帰宅時間が遅くなっている。保育園の開園時間が現状のままではいいのかなど課題が山積している。	開園時間については、時間外保育の希望がある場合、早朝保育は公立保育園において7時15分から、延長保育は公立保育園及び私立認定こども園において午後7時まで実施しています。 現在、午前7時15分から7時30分までの早朝保育の利用児童は6人であり、より早い時間からの保育の相談は受けていません。 なお、開園時間外にも保育が必要な場合は、個別に相談をいただくか、ファミリー・サポート・センターを利用いただければと思います。	無
3	19 70	第2章 2(2) 母親の就労状況 第4章 3(1) ②保育施設(認定こども園、認可保育所)	現在は就労していないが、「すぐに就労したい」「下の子どもの手が離れたら就労したい」など切実に就労を希望している現実があり、社会生活の変化の速さに対応して対策を講ずる必要がある。	就労を希望する意向に対応できるように、保育施設の利用ニーズが高い状況が続いている0～2歳児(未満児)については、市内の私立幼稚園がすべて認定こども園に移行したことにより、保育ニーズの受け皿が確保できている状況です。 今後も未満児の保育ニーズは高い状況が続くことが見込まれるため、引き続き受け入れ体制を確保していく内容としています。	無

No.	頁	項目	意見	意見に対する市の考え方	計画の修正
4	30	第2章 7 結果2 保育士等の子育てサービス等に携わる人材の確保	保育士や指導員の確保、人材育成の課題について。求人が充当されない現状。新潟市は2020年度家賃補助を新設する。都会へ若い保育人材が流出する現状。長岡市子育て支援員研修制度なども参考に、保育・介護・障がい者支援を含めた支援員研修を当市でも新設し、人材確保にあたるべきでは。	保育士や放課後児童クラブの支援員の人材確保は、全国的な課題となっております。保育士については、処遇改善等の検討に加え、実習受入れ学校等を訪問し、引き続き小千谷市内の就業に繋げるよう取り組んでいきます。 また、人材育成については、県や保育連盟等と連携し、研修機会の確保に努めます。	無
5	35	第3章 1計画の基本理念	基本理念にある「親子の笑顔」と「親子」を強調する意味合いが、様々な事情がある家庭もあるので若干疑問に感じる。	「子ども」と「子育て」を支援するための計画であること、また、子育てに関する第一義的責任は親が有するという認識のもと、基本理念では、「親子」としてはいますが、様々な家庭事情があることを踏まえ、前文において「子育てを担う親や祖父母等の家族をはじめ、地域住民が支える地域社会づくりを目指す」としています。	無
6	42 43	第4章 基本施策1 妊娠・出産期における支援の充実	「妊産婦医療費助成」についての言及がない。	「妊娠・出産期における支援の充実」に⑥「妊産婦医療費助成（新規）」で掲載します。 ※掲載内容 【事業概要】 市民税非課税又は所得割非課税世帯の妊産婦に対して医療費の一部を助成 【今後の方針】 引き続き制度の周知を行い、低所得者に対し必要な助成を行うことで、経済的負担の軽減を図る	有

No.	頁	項目	意見	意見に対する市の考え方	計画の修正
7	42 43	第4章 基本施策1 妊娠・出産期における支 援の充実	「里帰り出産」等の把握はしているのか。小千谷市 住民が市外に里帰り。小千谷出身者が市内に里帰り。 「二週間健診」の助成も産後うつ、産後ケアの重要性 から検討してほしい。	小千谷市民の市外・県外への里帰り出産は全数把 握しており、里帰りする市町村へ小千谷市の相談先 や産後ケア等のチラシを送付し産婦に渡してもら うなど、里帰り先でも産婦・新生児訪問が受けられる体 制になっています。  P43「⑤産後ケア」の【今後の方針】に「○産科 医療機関との連携をすすめ、市外医療機関で出産し た産婦の利用を増やす」を追加します。  市外の方の小千谷市への里帰り出産は、住所地市 町村からの依頼により把握しており、出産後に助産 師または保健師が産婦・新生児訪問に伺い、母子の状 況確認や必要に応じて市外の方でも利用できるサー ビスの紹介などを行っています。  産後2週間頃を実施する「産婦健康診査」につい ては、県内医療機関に対して県が市町村の代理となり 一括契約する方向で進めています。	有

No.	頁	項目	意見	意見に対する市の考え方	計画の修正
8	42 43	第4章 基本施策1 主な施策・事業 ⑤産後ケア	「産後ケア」の周知が足りないのでは。利用数が伸びていない。産婦人科だけでなく、保育園、こども園、小児科、スーパー、開業医等でのポスターやパンフ掲示なども検討してはどうか。	「産後ケア」の周知については、現在、妊婦・産婦訪問指導の際、産科医療機関においてチラシにより周知しているほか、市立保育園や認定こども園、子育て支援センター等においてもポスターによる事業の周知に努めています。 広報おちやでは年1回ベビーファースト運動とあわせて産後ケアについてPRをしています。今後は小児科医療機関などにおいても、事業周知の拡充に努めます。	無
9	44 51	第4章 基本施策2 主な施策・事業 ①学童思春期保健連絡会連携事業 基本施策3 主な施策・事業 ①学童思春期保健連絡会連携事業【再掲】	「各種アンケートの実施」とある。確かにアンケートも必要だが、学校現場などの多忙化背景に「アンケート記述」なども理由として挙がっている現状がある。重複するアンケートがないか、アンケートの頻度なども考慮してほしい。	現在、学童思春期保健連絡会連携事業に係るアンケートは、年1回の「生活習慣アンケート」と「思春期保健アンケート」の2種類のみで質問項目に重複はありません。平成30年度までは、早稲田大学と共同で「生活調査」も実施しておりましたが終了となりました。計画(案)では「各種アンケートを継続実施し、実態把握の上」と掲載しているものを削除し、「子どもたちの生活習慣向上のため各機関と連携を図る」に修正し掲載します。	有
10	45	第4章 基本施策2 主な施策・事業 ⑥保育サポーター派遣事業	市の講座などで保育サポーター派遣の実績はとて少ない。講座への派遣目標など具体的な年間数字をあげるべきでは。 (保育サポーターを設置してまでも子育て世代に響かせたい研修や講座の開設をして支援したいものはないのか。) P67・68の実績数と見込み数の分析はどう見ているのか、心もとない。	保育サポーター派遣事業は、市が主催する講演会やわんパークで開催される講座の際、保育ルームを設置し、参加される保護者の子をお預かりする事業です。 保育サポーター派遣事業の派遣目標は掲載していませんが、今後も事業の周知に努め、子育て世代が講座や講演会などに参加しやすい環境を整備していきます。	無

No.	頁	項目	意見	意見に対する市の考え方	計画の修正
11	45 52	第4章 基本施策2 主な施策・事業 ⑦子育てサークル支援 基本施策3 主な施策・事業 ④子育てサークル支援 【再掲】	ここ10年程みても、当市の子育てサークル数は極小であり、どのように市として育成や支援をしていくのか。現状の分析と他市との比較を行い、サークルが成立する具体的な支援策を危機感を持って、年間計画を立てるなどして行うべき。	現在、市に登録のある子育てサークルは3団体あり、活動場所として公共施設を無料開放しています。 サークルを活性化させるために、まずは子育て中の方が気軽にサークル活動ができる、或いは参加できるような雰囲気づくりが必要と考えています。 そのため、ホームページ、LINEなどで、サークル活動をすることのメリットや活動するサークルのPRなど、積極的に情報を発信していきたいと考えています。	無
12	46 52 53	第4章 基本施策2 主な施策・事業 ⑫～⑮各種手当事業 基本施策3 主な施策・事業 ⑦～⑩各種手当事業【再掲】	世帯主(主に父親)への支給となっている現行制度には弊害があるとの声を市内の子育て中の母親からよく聞く。実際に離婚は成立していなくても、DVやギャンブル依存などで、父親の育児参加がない場合に父親に手当金が支給されると、子どもを実際は育てている母親の手に手当金が届かない。	各種手当の受給者は、世帯主かどうかにかかわらず、児童手当と特別児童扶養手当は保護者のうち収入の高い方、児童扶養手当は主にひとり親世帯の保護者の方、障害児福祉手当は障がい者本人であり、その受給者名義の口座に手当を振り込む制度となっています。 なお、児童手当については、離婚調停中やDVによる保護命令が出ている場合は、収入にかかわらず実際の養育者が受給者となることが可能です。	無
13	48 54	第4章 基本施策2 主な施策・事業 ⑳家庭児童相談員配置 基本施策3 主な施策・事業 ㉒家庭児童相談員配置 【再掲】	療育の相談業務が増え、かつ複雑化する現状において、臨床心理士の設置や常勤化を図るべきでは。	市の3歳児健康診査では当日及び予約制で臨床心理士の発達相談を実施しています。 療育の相談支援は、家庭児童相談員をはじめ、保健師及び子育て支援センター、学校教育課、総合支援学校、保育園・認定こども園等の関係機関が連携して対応を行っており、現状においての相談体制で機能していることから、臨床心理士を常勤化する予定はありません。	無

No.	頁	項目	意見	意見に対する市の考え方	計画の修正
14	48	第4章 基本施策2 主な施策・事業 ㊸児童遊園整備事業 ㊹子どもの遊び場作り 支援事業	具体的な地域展開や年間計画が市民の目に見えていない。総合体育館内の遊び場は利用されていると思うが、衛生面に課題がある。また児童遊園はなかなか活発な利用がない課題がある。どう克服していくか。また抜本的な考え方の転換をするべきか。	市民の家が「おぢゃ〜」として整備されたことに加え、旧小千谷総合病院跡地に整備予定の複合施設には、図書館や屋内広場などの機能が整備される予定です。子どもの遊び場作りには、引き続き取り組んでいきます。  また、体育施設等を利用した遊び場では、利用物品の入れ替えなど、対象年齢に見合った衛生管理に努めるとともに、児童遊園遊具等の新設・増設・修繕に対する助成事業に引き続き取り組みながら、課題の整理等を行っていきます。	無
15	50	第4章 基本施策2 【参考】 ・幼児教育アドバイザーの配置・確保 ・県幼児教育センターとの連携	幼児教育アドバイザーの配置は国の動向を見て検討する、県幼児教育センターとの連携は県に幼児教育センターが設置されたら連携する、としているが、主体的に取り組むを進める必要がある。	幼児教育アドバイザーを配置している市町村は、全国1,715市町村中300市町村、幼児教育センターを設置している市町村は、79市町村に留まっている状況です。  市の幼児教育アドバイザーについては、現在配置の予定はありませんが、計画(案)に記載したとおり、まずは配置の必要性についての検討が必要と考えています。  また、県の幼児教育センターが設置された際には、センターが開催する研修の受講、市内の施設に関する助言を求めるなど、市の幼児教育の質の向上を図るために連携していきたいと考えています。	無

No.	頁	項目	意見	意見に対する市の考え方	計画の修正
16	50	第4章 基本施策2 【参考】 ・外国につながる幼児への配慮 ・医療ケア児への対応	防災や避難所運営の面でも、全く考慮が見られない。該当家庭や関係者、関係団体含め、早急な意見の聞き取りを行い、適切な支援や体制整備の構築が必要ではないか。	子ども・子育て支援事業計画は、幼児の教育・保育における支援や受入体制等を主とした子ども・子育て支援に関する内容を掲載している計画です。 防災や避難所運営面については、地域防災計画において位置づけていく項目と考えています。	無
17	53 54	第4章 基本施策3 主な施策・事業 ⑮学校支援地域本部事業	祖父や曾祖父世代の地域の方だけではなく、多様な世代や女性も多くかかわれることが重要では。また、放課後子ども教室や子ども農村交流でのボランティア受け入れ家庭確保は、15ページにもあるように、女性の年齢別労働力をみても60～70歳代でも働いている女性が多い現状やフルタイム×フルタイムの家庭構成が約6割の現状を考えると、どのように今後確保していくのか、苦慮する状況が読み取れる。	ボランティアや子ども農村交流事業の受入家庭等の確保については、各事業における課題となっています。 コーディネーターの育成や主任児童委員、民生委員、ボランティア等との連携、地域の多様な世代や家庭から協力をいただきながら、地域全体で子どもと子育て世帯を見守り・育てていく共助による環境づくりを目指し、各事業に取り組んでいきます。	無
18	56	第4章 基本施策3 ⑳子どもの学習・生活支援事業	任意事業として2019年度からの開始は前進。どのようにより良い事業として継続していくのか。良い振り返りと課題克服、改良を進めてほしい。	令和元年度より、生活困窮世帯の子どもを対象に、学習・生活支援事業を開始しました。ご意見のとおり、令和2年度以降も事業の振り返りと課題整理等を行いながら、よりよい事業となるよう進めていきます。	無
19	57	第4章 基本施策4 主な施策・事業 ①子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターの設置はいつか。	子育て世代包括支援センターを令和2年4月に設置します。計画(案)では「令和2年度」に設置と記載しているものを「令和2年4月」に修正します。	有

No.	頁	項目	意見	意見に対する市の考え方	計画の修正
20	57	第4章 基本施策4 主な施策・事業 ①子育て世代包括支援センターの設置	ネウボラ制度・ワンストップ支援体制確立のロードマップを示してほしい。	計画にロードマップは掲載しませんが、令和2年4月に子育て世代包括支援センターを設置することにより、市のワンストップ支援体制を確立し、ネウボラ体制を推進していきます。 なお、支援体制等の内容については、計画（案）の「子育て世代包括支援センターの設置」や「母子保健型利用者支援事業」により掲載しています。	無
21	58	第4章 基本施策4 ⑦LINEによる子育て情報発信	過去の情報発信事業はほぼ目的達成されないまま2018年度で廃止となる。実際に利用する子育て世代の意見やその家庭と接している現場の職員でよく検討して、より良い情報発信をしっかりと行ってほしい。	令和元年度より、各子育て支援に関する情報については「わんパーク」で集約し、LINEでの情報発信を行っています。 まずは、登録者を増やすための周知に努めることと、発信する情報の内容の充実を図っていきます。	無
22	59	第4章 基本施策4 「健やかに生み育てる環境づくり」に掲げる健康目標	「体罰や暴言、ネグレクト等によらないで子育てをしている親の割合」について、なかなか厳しい数字。子育て世代のしんどい過酷な状況も伝わる。新設される子育て世代包括支援センターの存在意義が問われる。改善や支援を切実に求められていると思う。	ご意見として受け止め、令和2年4月に設置する子育て世代包括支援センターを中心に、関係機関と連携を図りながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に取り組んでいきます。	無
23	59	第4章 基本施策4 「健やかに生み育てる環境づくり」に掲げる健康目標	「積極的に育児している父親の割合」について、61.0%は64ページのフルタイム×フルタイム家庭の60%と連動する数字。その割に男性の育休取得は極極極小。市として積極的な意識改革が切実に必要。当市の出生数の急激な減少に、消滅危機と同時に真剣な子育て支援の必要性を感じる。	父親が育児に協力的かどうかは、2人目・3人目の子どもを持つかどうかにも影響することが考えられるため、少子化対策としても重要な問題です。 父親の育児参加のためには、父親の子育てに関する意識と職場の環境や理解が重要と考えられることから、男性の育児休業制度等について、職場と父親の両方への周知やうぶごえ教室などにより、父親の育児に対する理解を深める機会の提供を行います。	無



No.	頁	項目	意見	意見に対する市の考え方	計画の修正
24	67 68	第4章 基本施策5 地域子ども・子育て支援 事業のニーズ量の見込 み	養育支援訪問事業について、平成27年度から平成30年度は3倍。なぜ、見込みが平成30年度実績より少なく推移するのか。新設される子育て世代包括支援センターの存在意義が問われる。改善や支援を切実に求められていると思う。	<p>養育支援訪問事業については、第1期計画での見込み数値を30件としていたものを、第1期計画中的実績を踏まえ第2期計画では100件と見込んだものです。</p> <p>しかしながら、ご意見のとおり、第1期計画期間中の訪問件数が増加傾向にあること、また、令和2年4月に子育て世代包括支援センターを新設することで、さらなる決め細やかな対象把握を行っていくことを考慮し、令和2年度から令和6年度の見込み数値を「140」件に修正します。</p>	有
25	67 68	第4章 基本施策5 地域子ども・子育て支援 事業のニーズ量の見込 み	延長保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業について、平成27年度から平成30年度の利用減の背景が疑問。需要はあっても使いにくい背景や制度があるのではないかと。	<p>延長保育事業の利用が減少した背景は、児童数の減少や保護者の就労状況等の影響によるものと考えています。</p> <p>また、ファミリー・サポート・センターの利用が減少した背景は、就園率の上昇、保育園・認定こども園における早朝保育の開始、放課後児童クラブを利用する児童の増加などの影響があると考えています。</p> <p>事業を利用する上の手続き等については、安心して利用していただくための手順であるため、利用者の理解を得ながら今後も事業を進めていきます。</p>	無

No.	頁	項目	意見	意見に対する市の考え方	計画の修正
26	70	第4章 3(1) ②保育施設(認定こども園、認可保育所)	平成31年1月に行ったアンケートのニーズ把握にもとづいて、未満児保育はいつまでに何を実行するのか。	子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、幼児教育・保育のニーズ量を国の示す方法により算出する必要があるため、平成30年度に実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果」のデータをもとに、計画期間の各年度における保育施設のニーズ(量の見込み)を作成しました。  この算出したニーズ量に対して、現在市内の保育施設においては受け皿が確保できていますので、引き続き現行の体制により受け入れする内容としています。	無
27	75	第4章 基本施策5 3(2) ①乳児家庭全戸訪問事業	100%訪問にならない背景には何があるのか。	「再三連絡をしても返答がない」、「事前に連絡をしていたが訪問を受けられることを知らなかった」等の理由により100%に至っていませんが、未実施家庭は年1~2件であり、増加しているものではありません。訪問未実施者に対しては、開業助産師、医療機関等の関係機関との情報共有により、家庭状況を把握した上で支援を継続し、4か月児健診においても必ず状況を確認しています。	無

No.	頁	項目	意見	意見に対する市の考え方	計画の修正
28	78	第4章 基本施策5 3(3) ④病児保育事業	当初の広報おぢやの告知では、解熱後5日後に利用できるとの状況もあった。病児ではなく、病後児になるのでは。	病児病後児保育事業は、子どもの命を預かる新規事業であり、医療機関が併設していない運営であるため、受け入れ基準や緊急時の対応等については、協力医療機関と協議して決めたものです。ご意見をいただいた受け入れ基準については、今後も協力医療機関との協議を継続し、安全性を保ちつつ、より利用しやすいサービスの提供に努めていきます。 なお、令和2年3月1日より、インフルエンザ、水痘、流行性耳下腺炎の受け入れ基準を見直しました。	無
29	81	第4章 5 (1)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	学童保育は、親が仕事を続けるための命綱であり、安心して預けるための場所を確保する必要がある。また、無償化に向けて進める必要がある。	放課後児童クラブの場所の確保については、今後も的確なニーズ把握を行いながら、提供体制の確保に取り組んでいきます。 利用料については、クラブを運営するために必要な経費の一部を保護者から負担いただいておりますが、放課後児童クラブを利用している家庭、利用する必要のない家庭が存在し、無償化により偏った支援になる恐れがあります。今後も必要な経費は保護者から負担いただくこととします。	無
30	—	その他	小千谷市の各種サービスにおいて、利用したいと希望する保護者が就学前児童で1~2割、小学生で1割未満で、施策が現実の後追いになっている。どのように改善するのか。	平成30年度に実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」において、市の実施している各種サービスの利用希望を調査したところ、ご意見のとおり、サービスを「利用したい」と回答した割合が全体の1~2割だったものです。 施策が現実の後追いになっているのご指摘については、各サービス内容の周知を始め、より利用しやすいサービスとなるよう、各事業のニーズ把握や課題整理等を適宜行いながら改善に努めていきます。	無

No.	頁	項目	意見	意見に対する市の考え方	計画の修正
31	—	その他	<p>三つ子の母として、多胎育児（双子・三つ子等）の家庭への制度の確立、「多胎育児の子育て支援サービス」について計画に記載してほしい。以前「多胎育児に対する市の支援」について問い合わせたが、具体的な事業や制度がない状況だった。現状では、「実施している事業での柔軟な対応」になる旨の説明だったが、それでは十分ではない。新潟県は全国の分娩件数と比較すると多胎分娩が高いとのこと。県内に多くの多胎育児をしている方がいることは事実であり、多胎妊娠・育児は情報が少なく不安なことがたくさんある。そのような時、「小千谷市は多胎育児の家庭にはこのような支援がある」と提示されていると、それだけで不安の軽減となる。多胎育児の大変さは成長と共に変わり、近くに頼れる人がいれば良いが、市からのサポートが必要。三つ子を育てている親として、多胎育児に必要なのは、「切れ目のない支援」と「少しのおせっかい」だと思う。ぜひ多胎妊娠をされた方が「小千谷市で産みたい・育てたい」と思えるよう対応・計画への掲載をお願いしたい。</p>	<p>現在は多胎児のいる家庭に対して具体的な事業や制度はなく、実施している事業の中で個別に必要な支援を検討し、柔軟な対応をしているのが現状です。</p> <p>出生届や転入届の手続きの際に配布している「子育て支援ガイドブック」には、多胎児のいる家庭に対しての支援の内容を掲載していませんが、ご意見のとおり、支援内容の提示は育児不安の軽減につながると考えられます。</p> <p>今後は「子育て支援ガイドブック」を配布する際、多胎児のいる家庭に対しては、利用できるサービスや、個別に対応できる支援の例などをまとめた資料配布について検討します。</p> <p>また、多胎児がいる家庭に対する支援については、国が支援を拡充する動きがありますので、制度の内容が明らかになった段階で判断していきます。</p>	無

No.	頁	項目	意見	意見に対する市の考え方	計画の修正
32	—	その他	<p>小学生の学童保育（放課後児童クラブ）について、金額の負担軽減をお願いしたい。</p> <p>三つ子の子どもたちが数年後小学生になったときに、3人同時に学童保育を利用すると家計の負担がととも大きい。</p> <p>3人分の学童の金額を考えるとフルタイムで働きたくても働けない。多胎の家庭だけでなく兄弟での利用もあると思う。せめて保育料のように、2人目半額、3人目無料など、軽減があればと思う。子どもが1歳になってから長岡市から小千谷市へ転入してきたが、小学校にあがってからの育児をかんがえると長岡市のほうが良かったのかも現状では思ってしまう。学童保育の金額について、近隣の市と比べて妥当なのか検討してほしい。</p>	<p>現在、市では2つの法人により放課後児童クラブが運営されています。</p> <p>利用料については、クラブを運営するために必要な経費の一部を保護者の方から負担いただくもので、県内市町村ではおおむね4,000円～7,000円の設定となっており、小千谷市の学童クラブの利用料も適正な設定であると認識しています。</p> <p>なお、現在利用料を軽減している対象については、生活保護世帯及びひとり親世帯かつ市民税非課税世帯を対象としております。</p> <p>ご意見をいただいた利用料の多子軽減については、他市の状況等を踏まえながら、当市の運営状況や財政状況に則した支援策を検討していきます。</p>	無